最終更新日：2022年7月12日
株式会社サンウッド
代表取締役社長　森 毅
問合せ先：管理本部　03-5425-2661
証券コード：8903
https://www.sunwood.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、安定経営のもと、積極かつ効率的な事業推進を図りつつ社会貢献を果たし、お客さま、株主の皆さまの期待に応え、社員一同皆さまと喜びを分かち合うことを経営ビジョンの一つとして掲げております。また、当社は規模が大きくないため、迅速な意思決定、相互牽制が可能な体制となっておりますが、円滑に業容及び組織を拡大させ、持続的な企業価値の向上を実現していくためには、経営の公正性・透明性の確保やコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識しており、経営上の重要課題としております。このため、社外取締役・社外監査役の選任や適切な情報開示、株主の皆さまをはじめとしたステークホルダーへの配慮を行うなど実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則1－2④】 議決権の電子行使、招集通知の英訳
当社は、インターネットによる議決権電子行使を可能としており、株主が議決権行使しやすい環境整備に努めております。また、当社は現在海外投資家の持株比率が比較的低いため、事務負担等を勘案し、株主総会招集通知の英訳は行っておりません。今後の株主構成の状況に留意しつつ、必要に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則3－1②】 英語での情報の開示・提供の推進
当社は英語版のホームページを開設し、情報提供に努めております。しかし、現在海外投資家等の持株比率が比較的低いため、事務負担等を勘案し、株主総会招集通知及び決算説明資料等の英訳は行っておりません。今後の株主構成の状況に留意しつつ、必要に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則3－1③】 サステナビリティについての取組み等
当社は、サステナビリティを巡る課題への取組みや人的資本・知的財産への投資等について、現段階で開示できる状況にはありませんが、今後、具体的な取組み等につきまして適切に開示できるよう整備を進めてまいります。

【補充原則4－1②】 中期経営計画
当社は、事業の安定化を最優先課題としており、中期経営計画を公表しておりません。「売上高150億円、営業利益10億円を安定的に計上できる体制の構築」を当面の経営目標として掲げ、取り組んでおります。

【補充原則4－1③】 後継者計画の策定・運用、監督
当社は、代表取締役社長等の後継者計画を策定しておりませんが、後継者計画及び育成につきましては、中長期的な企業価値向上を図るために、取締役会の重要な責務であると認識しております。計画策定については、今後、必要な時期を見極めて検討してまいります。

【補充原則4－2②】 サステナビリティを巡る基本的な方針の策定
当社は、企業価値の向上の観点から、サステナビリティを巡る課題への対応を重要課題と認識しておりますが、基本的な方針の策定は行っておりません。今後、当課題に対応可能な体制を整備しつつ、基本方針の策定を検討してまいります。

【原則4－8】 独立社外取締役の有効な活用
現在、当社の社外役員は、取締役6名中1名、監査役3名中2名を選任しております。その内、監査役2名は独立社外監査役であり、現在の企業規模等においては経営の管理監督及び監視機能は十分に機能していると判断しております。今後、当社を取り巻く環境が変化し、独立社外役員を増員する必要が生じた場合には、候補者の選任を検討してまいります。

【原則4－10】 任意の仕組みの活用
当社は監査役会設置会社であり、取締役会において迅速で適正な意思決定と監督機能が両立できる体制となっております。現状の体制は、当社の企業規模等を鑑みても適切であると認識しており、任意の仕組みは整備しておりませんが、取締役及び執行役員が参加する会議を定期的に開催し、重要事項について協議を行う等の取組みは行っております。今後、統治機能の更なる充実のため、諮問委員会設置する等を含め、任意の仕組みの導入について検討してまいります。

【補充原則4－10①】 指名委員会・報酬委員会の権限・役割等
当社は、任意の独立した諮問委員会等は設置しておりません。現在、当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役が取締役の過半数に達していませんが、社外取締役1名、独立社外監査役2名の体制であり、ガバナンスが機能していると考えております。
今後はガバナンス機能の更なる強化に向けて、当社の企業規模等に適切だと考えられる任意の諮問委員会等の導入も検討してまいります。

【補充原則4－11①】 取締役会の多様性に関する考え方等
当社の取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、最適と考えられる取締役で構成されており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスの確保に努めております。独立社外監査役については、変化する事業環境に対応すべく、弁護士や税理士といった専門性の高い知識、経験を有するものを選任しております。

現在、女性や外国籍の取締役は適任者がいないため選任しておりませんが、ジェンダーや国際性等の多様性の確保にも努めてまいります。
なお、各取締役の知識、経験、能力等を一覧化したスキル・マトリックスを開示しておりませんが、取締役として必要なスキルを特定したうえで、各取締役の能力等を一覧化し、次回の取締役の改選時から開示する予定であります。

【補充原則４－11③】　取締役会の実効性評価
現在、取締役会全体の実効性の分析や評価に関する方針や手続は定めておりません。当社は、取締役会を毎月開催し、重要事項を適切に報告、審議しております。社外取締役及び社外監査役に対しては、原則として取締役会担当窓口から事前に資料を送付し、必要に応じて議案の内容及び背景の説明を実施しております。また、十分な資料確認時間が確保できるよう、早期送付に努めております。このような事前の対応により、社外取締役及び社外監査役の理解が促され、取締役会での活発な議論や検討につながっております。
今後は取締役会の運営に関して適時見直しを行っていくとともに、取締役会全体の実効性についての分析・評価・その結果の概要の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

2021年6月改訂後のコードに基づき記載しております。
特定の事項の開示のうち、補充原則３－１③、補充原則４－10①、補充原則４－11①、補充原則４－11③につきましては、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」にその理由を記載しています。

【原則１－４】　政策保有株式
当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、基本的に保有しない方針としております。しかし、中長期的な事業拡大や、持続的な業務遂行に必要と判断した場合には、取締役会において当該株式保有による効果を測定及び検討し、最低限の株式を保有することとしております。また、発行会社の決算内容を個別に確認し、当社において今後保有する合理性が薄れたと判断した場合には、適宜売却することとしております。

【原則１－７】　関連当事者間の取引
当社は、関連当事者との取引を適切に把握するため、経理部門において関連当事者の範囲を定期的に検討し、関連当事者との取引について事前に認識できるよう努めております。
関連当事者との取引については、法令や社内規程を基に取引の重要性等に関する基準を定め、必要に応じて取締役会において検討、承認を行うこととしております。なお、取締役会において役員が特別利害関係人に該当する場合には、当該役員は本取引に関する決議に参加しておりません。また、関連当事者との一定の重要な取引については、有価証券報告書等にて開示しております。

【補充原則２－４①】　中核人材の登用等における多様性の確保に関する開示
当社の人事評価制度は、性別、年齢、国籍等の個人属性によらない評価基準となっております。管理職の登用等についても同様であり、意欲・能力のある従業員が平等に機会を得られる環境を整備しております。つきましては、個人属性による管理職構成割合や人数等の目標は設定しておりません。定期的に研修等を実施するなど、人材育成のための教育制度についても徐々に充実を図っております。

【原則２－６】　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社は、自らが運用を指図する企業年金制度は導入しておりませんが、企業型確定拠出年金制度を採用しております。従業員に対し、運用会社から提供される資産運用やリスク等に関する情報を定期的に周知しております。

【原則３－１】　情報開示の充実
当社は、法定開示要件を適時、適格に行うことに加え、下記事項における方針を掲載しております。

(ⅰ) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念等の基本方針は、当社のホームページに掲載しております。
https://www.sunwood.co.jp/ir/management/policy/

(ⅱ) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「Ⅰ　1.基本的な考え方」に記載しております。

(ⅲ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬決定の方針と手続きについては、本報告書「Ⅱ　1.期間構成・組織運営等に係る事項　【取締役報酬関係】」に記載しております。

(ⅳ) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行うにあたっての方針と手続
取締役の選解任については、各人の実績や資質等を総合的に判断し、取締役会が決定します。当社の取締役候補を選任する方針について、取締役会全体として必要とされる知識や経験のバランスを考慮しつつ、個々の知識・経験・能力をもとに職務遂行に適する候補者を指名することにしております。

(ⅴ) 取締役会が上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査役候補者の個々の選任・指名理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則４－１①】　取締役会が取締役に対し委任する範囲
当社は、法令ならびに定款に定められた事項のほか、経営上重要な意思決定であると考えられる事項を「取締役会規程」に定め、取締役会にて決議を行っております。その他の事項については、機動性や柔軟性を重視し、迅速かつ効率的な運営を行うため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に決裁権限の基準を定め、業務執行を取締役等に委任しております。

【原則４－９】　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、一定の基準は設けておりませんが、実績や資質等を総合的に判断し、優れた人材を確保することとしております。また、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主と利益相反のおそれがない独立性の高い社外役員の確保に努めております。

【補充原則４－11②】　取締役・監査役の兼任状況
社外取締役及び社外監査役の兼務状況につきましては、定時株主総会招集通知や有価証券報告書により毎年開示しております。なお、当社取

締役会への出席状況等につきましても株主総会招集通知で情報開示しており、社外取締役はその役割･責務を適切に果たしております。

【補充原則４－14②】　取締役･監査役に対するトレーニングの方針
当社は、取締役及び執行役員に対し、法務･コンプライアンスに関する各種セミナー等への参加や、経営スキル習得のための外部機関による研修も実施しております。また、監査役においても、各種セミナー等に積極的に参加し、業務及び会計に関する監査スキルを習得しております。

【原則５－１】　株主との建設的な対話に関する方針
当社では株主･投資家からの対話の要望に対しては必要に応じ、管理本部担当役員及び管理本部が対応しております。担当窓口を一本化することで、インサイダー情報の管理を徹底しております。
投資家･アナリスト向け決算説明会を年１回実施する方針としており、当社ホームページにおいて決算説明会の説明資料等を公表しております。
株主･投資家との対話後、内容や意見につきましては、管理本部が取り纏め、必要に応じて経営会議等にて情報共有を図っております。
なお、当社「IRポリシー」に則り、決算期日から決算発表日までを沈黙期間と定め、業績等に関する問い合わせの対応を制限しております。
「IRポリシー」は当社のホームページに掲載しております。
https://www.sunwood.co.jp/ir/ir-policy/

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
京王電鉄株式会社	1,000,000	21.19
高塚 優	215,400	4.56
澤田 正憲	169,300	3.59
佐々木 義実	148,000	3.14
SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	134,300	2.85
auカブコム証券株式会社	101,300	2.15
中島 正章	100,000	2.12
土屋 一延	55,000	1.17
川村 正之	50,100	1.06
野村證券株式会社	44,100	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は自己株式175,149株(2022年3月31日現在)を保有しておりますが、【大株主の状況】には含めておりません。また、所有株式数の割合は自己株式数を控除して計算しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
紅村　康	他の会社の出身者							○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
紅村　康		京王電鉄株式会社の代表取締役会長であります。同社は当社の大株主であり、当社のその他の関係会社であります。同社との間で、資本業務提携契約を締結し、不動産開発事業における共同事業等の取引関係があります。	京王電鉄株式会社グループにおける豊富な業務経験と会社経営全般に関する資質と見識を備えており、客観的な立場から助言いただき、中長期的な戦略の策定及び実行に貢献いただくためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より四半期毎に監査報告を受けております。
また、必要に応じて監査室及び会計監査人とも情報交換を随時実施し、監査の有効性を高めることに努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩本　康博	弁護士										○			
八木橋　泰仁	税理士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩本　康博	○	ラーネッド総合法律事務所の弁護士であり、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しておりますが、同氏は当社の顧問業務には一切関与しておりません。	弁護士として培われた専門的な知識・経験を活かし、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性および透明性・効率性を確保するための資質を備えていることから、社外監査役に選任いたしました。なお、岩本康博氏が所属する弁護士事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、年間取引額が当社売上高に占める割合は1%未満であるため、一般株主と利益相反関係は生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
八木橋　泰仁	○	八木橋泰仁氏の経営する税理士法人ファシオ・コンサルティングは当社と税務顧問契約を締結しておりますが、同氏は当社の顧問業務には一切関与しておりません。	税理士として培われた専門的な知識・経験を活かし、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性および透明性・効率性を確保するための資質を備えていることから、社外監査役に選任いたしました。なお、八木橋泰仁氏が経営する税理士法人と税務顧問契約を締結しておりますが、年間取引額が当社売上高に占める割合は1%未満であるため、一般株主と利益相反関係は生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、一定の基準は設けておりませんが、実績や資質等を総合的に判断し、優れた人材を確保することとしております。また、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主と利益相反のおそれがない独立性の高い社外役員の確保に努めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役の報酬は、ⅰ）基本報酬、ⅱ）業績連動賞与、ⅲ）中長期インセンティブで構成しております。ⅰ）基本報酬には固定報酬のほか、前事業年度の業績貢献等による変動報酬が含まれております。
社外取締役及び監査役の報酬は独立した立場という観点から、固定報酬のみで構成しております。なお、現在社外取締役に対しては報酬を支給しておりませんが、将来的に状況の変化が生じた場合には、支給する可能性があります。また、業績連動賞与および中長期インセンティブの対象者には含まれておりません。

1.業績連動報酬の割合
直近に業績連動賞与を支給していないことから、総額に対する業績連動報酬の割合は、2022年3月期の実績で29.0%と極めて小さくなっています。今後、中期経営計画達成時の報酬体系を念頭に、固定報酬と変動報酬の最適な割合の検討を進めてまいります。

2.ストック・オプション制度
中長期のインセンティブとして新株予約権（ストック・オプション）を不定期に付与しております。取締役及び従業員がより一層意欲及び士気を向上させ、中長期的な当社の業績及び企業価値拡大を目指すことを目的としています。2022年3月31日現在付与されている新株予約権につきましては以下のとおりです。

(1)2005年6月29日定時株主総会決議　新株予約権 合計：4,000株 (社内取締役2名)
(2)2008年6月25日定時株主総会決議　新株予約権 合計：10,000株 (社内取締役2名)
(3)2016年10月21日取締役会決議　新株予約権 合計：126,000株 (社内取締役及び従業員43名)

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び従業員43名に対して、新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役報酬の総額を有価証券報告書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)報酬の決定機関及び限度額
取締役の報酬については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議によって適切に決定しております。取締役の報酬限度額は、2021年6月21日開催の第25回定時株主総会において年額200百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) とすることを決議しております。
取締役の報酬は、株主総会終了後に開催される取締役会において、当社役員報酬規程に則して定められた役員報酬制度の基本方針 (直近は2022年6月23日の取締役会にて承認) に基づき審議を行い、報酬限度額の範囲内において年間支給総額及び各取締役への配分を決議し、決定いたします。当事業年度の報酬については、2022年6月23日開催の取締役会において支給総額を決議し、各取締役への配分は全会一致の決議により代表取締役社長森毅に一任し、最終決定いたしました。当該委任の理由は下記「(2)役員報酬制度の基本方針(e)取締役の個人別への報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載のとおりです。
また、取締役会は、当事業年度に係る取締役への配分について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、役員報酬制度の基本方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
また、監査役の報酬限度額は、2012年6月26日開催の第16回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。監査役の報酬については、報酬限度額の範囲内において、監査役の協議によって適切に決定しております。

(2)役員報酬制度の基本方針
(a) 役員報酬制度の基本方針
当社の役員報酬制度の基本方針は以下のとおり定めております。
・優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬内容とする。
・株主及び従業員に対する説明責任を果たしうる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
・経営陣を一つのチームと考え、個人別の業績評価を行わず、会社全体の利益に基づく報酬体系とする。
・業績及び企業価値拡大のインセンティブとして業績連動報酬及び株式報酬を取り入れるが、企業規模及び事業環境を鑑みて、過度な業績連動とならぬよう一定の配慮を行う。

(b) 取締役 (社外取締役を除く) の報酬
取締役の報酬は、　ⅰ) 基本報酬、ⅱ) 業績連動賞与、ⅲ) 中長期インセンティブ　で構成しております。また、退職慰労金制度は設定しておりません。
その詳細は以下のとおりです。
ⅰ) 基本報酬
基本報酬は、　イ) 基礎部分、ロ) 業績貢献部分、ハ) その他の部分　によって構成しております。
イ) 基礎部分は、個人別の報酬は、役職等による報酬テーブルを定めております。
ロ) 業績貢献部分は、前期実績及び当期計画の営業利益が一定水準を超過した場合に追加支給額を決定しております。現在、中期経営計画で目標としている営業利益の金額等を考慮し、営業利益400百万円を基準とし、その超過度合に応じて支給しております (2022年3月期実績は営業利益549百万円)。
ハ) その他の部分は、その他特別に考慮すべき事項がある場合に増減するものです。
上記3点に基づき年間基本報酬額を決定し、毎月定額にて支給しております。
ⅱ) 業績連動賞与
業績連動賞与は、業績が特に好調であった場合に株主総会の決議を経て支給するものであります。2010年3月期以降は、業績連動賞与の支給

は行っておりませんが、将来的に業績が一定水準以上となった場合には、支給する場合があります。
iii) 中長期インセンティブ
中長期のインセンティブとして新株予約権（ストック・オプション）を不定期に付与しております。取締役がより一層意欲及び士気を向上させ、中長期的な当社の業績及び企業価値拡大を目指すことを目的としています。現在付与されている新株予約権につきましては、「II　1.期間構成・組織運営等に係る事項［インセンティブ関係］」に記載しております。

(c) 取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬の割合
直近に業績連動賞与を支給していないことから、総額に対する業績連動報酬の割合は、2022年3月期実績29.0%と極めて小さくなっています。今後、中期経営計画達成時の報酬体系を念頭に、固定報酬と変動報酬の最適な割合の検討を進めてまいります。

(d) 社外取締役及び監査役の報酬
社外取締役及び監査役の報酬は独立した立場という観点から、固定報酬のみで構成しております。なお、現在社外取締役に対しては報酬を支給しておりませんが、将来的に状況の変化が生じた場合には、支給する可能性があります。また、業績連動賞与および中長期インセンティブの対象者には含まれておりません。

(e) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
取締役会は、代表取締役森毅に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、個人別の業績評価を行わず会社全体の利益に基づく報酬体系であり、当社内規による役員報酬制度の基本方針に沿った配分としていることから、各取締役個人の報酬等に恣意性が介在しないと判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会がその妥当性等について確認しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しましては、総務人事本部を担当窓口として、取締役会（定例・臨時）の都度、招集（報告事項・決議事項等）を事前に連絡するとともに、常時、質問・資料請求等に関して迅速に対応する体制を取っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社のガバナンス体制は、取締役・監査役制度を採用しています。また、その他内部統制システムの整備、コンプライアンス、リスク管理を行うための規程及び委員会を設けております。当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりです。

1.取締役の状況
取締役会は、代表取締役社長 森毅が議長を務め、取締役 倉増晋、取締役 澤田正憲、取締役 徐智源、取締役 佐々木義実、社外取締役 紅村康の6名で構成されており、うち1名は社外取締役であります。取締役会については、原則月1回定例取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営に関する重要事項及び法律で定められた事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。

2.監査役監査の状況
監査役会は、監査役 石川正博、社外監査役 岩本康博、社外監査役 八木橋泰仁の3名で構成されており、うち2名は社外監査役であります。原則として取締役会に出席し、経営状況の把握や法令遵守等の監査に努めるとともに、適宜意見の表明を行っております。監査役会は概ね1ヶ月に1回開催し、監査に関する重要事項についての協議並びに情報交換を行っております。また、必要に応じて監査室や会計監査人とも情報交換を行い、監査の有効性を高めることに努めております。

3.内部監査の状況
当社における内部監査は、監査室において「内部監査規程」に基づき行われております。取締役 澤田正憲を責任者とし、監査結果は代表取締役社長に報告されます。また、内部統制委員会においては、基本方針である「内部統制基本規程」に基づき、内部統制に係る体制の構築及び推進に関する事項について検討、審議等を行っており、評価結果について取締役、監査役、監査室と意見交換を行っております。さらに、「コンプライアンス管理責任者」及び「リスク管理統括者」を定めることで、更なる内部統制及びコンプライアンス、リスク管理の充実・強化を図っております。

4.内部統制システムの整備及びリスク管理体制の整備の状況
内部統制システム構築のため、経営企画担当取締役を責任者とする「内部統制委員会」を設置しており、各部門から1名以上を委員に選任し、現在11名で構成されています。同委員会では、内部統制に係る体制の構築及び推進に関する事項について検討、審議等を行っており、評価結果について取締役、監査役、監査室と意見交換を行っております。また、内部統制の基本方針として「内部統制基本規程」を定めております。
また、「コンプライアンス管理規程」及び「内部通報制度細則」等が整備され、監査室による内部監査によって定期的にモニタリングが行われております。また、「リスク管理規程」に基づき、多様なリスクの発生を予防するとともに、発生したリスクについても、リスク管理統括者を中心とした迅速な対応を行っております。各規程等に基づき、「コンプライアンス管理責任者」、「リスク管理統括者」、「内部通報窓口」を定め、包括的に統制することで更なる内部統制及びコンプライアンス、リスク管理の充実・強化を図っております。

5.会計監査の状況
監査法人A＆Aパートナーズとの間で監査契約を締結しており、通常の会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。なお、監査業務を執行した指定社員・業務執行社員は、木間久幸氏、岡賢治氏の2名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他7名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のガバナンス体制は、上記のとおり取締役・監査役制度を採用しています。これは、(i) お客さまの視点に立った経営を推進するために取締役が経営の重要事項の決定に関与するべきであること、(ii) 健全かつ効率的な業務執行を行うためには、業務執行者を兼務する取締役による相互監視と社外取締役及び社外監査役による経営監視を行う体制が望ましいこと、を理由としています。また、その他内部統制システムの整備及び管

理を行うための委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理を行うための責任者等を定めております。これにより、経営の効率化と、経営監視機能の有効性が両立できる体制としております。
なお、現在社外取締役1名、社外監査役を2名選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議案の内容を理解して頂く十分な期間を持っていただくため、招集通知の早期発送と発送日前の当社ホームページへの掲載を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は、総会集中日を避けて開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
その他	総会開催日時、招集通知及び決議通知、議決権行使結果、株主総会で使用した資料等を当社ホームページにて掲載しております。 また、議決権行使結果は、株主総会に当日出席された株主の皆さまの議案への賛否結果につきアンケートを実施し、その内容を含めた臨時報告書で開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに記載しております。 URL:https://www.sunwood.co.jp/ir/irpolicy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を、年に数回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するＵＲＬ:https://www.sunwood.co.jp/ir/ 記載内容：決算情報、その他適時開示資料、経営方針、コーポレート・ガバナンスの状況、決算説明資料等	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：管理本部 IR担当役員：取締役管理本部長 澤田 正憲	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営ビジョンのひとつとして「事業推進を図りながら社会貢献を果たし、お客さま、株主さまの期待に応え、社員一同皆さまと喜びを分かち合う」ことを掲げております。 事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指すとともに、日常の活動の中でも社会との良き関係を保つための取り組みを推進してまいります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	社会的責任に関するＵＲＬ:https://www.sunwood.co.jp/company/csr.html 記載内容：環境、品質、社会貢献に関する取組み等
その他	招集通知を決議事項部分と事業報告部分に分冊し、わかりやすさを向上させました。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制システム構築のために基本方針を定めております。経営企画担当取締役を責任者とする「内部統制委員会」を設置しており、内部統制委員会を中心に経営者、各委員会、監査室、各部門が一体となって更なる内部統制システム整備を推進して参ります。

【1】法令、会社倫理規定遵守の管理
1.コンプライアンス管理
取締役、従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保する為の体制
(1)「コンプライアンス管理規程」等の諸規程を整備し、コンプライアンス管理責任者を定め、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とし、違反する行為を未然に防止している。
(2)コンプライアンス管理責任者は、コンプライアンス体制の構築及び不法・違反行為の未然防止を図り、役員及び従業員全体での意識向上のための啓蒙活動を推進する。
(3)従業員のコンプライアンスに関する相談・通報窓口として「内部通報制度」を設ける。また、内部統制責任者、取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス管理責任者に報告するものとする。報告・通報を受けたコンプライアンス管理責任者は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施する。

2.情報管理
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を内部統制責任者とし、「文書取扱規程」「情報システム業務管理規程」に従い職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

3.リスク管理
損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)「リスク管理規程」等の諸規程を整備し、リスク管理統括者を定め、当社全体のリスクを網羅的・統括的に審議する。
(2)リスク管理統括者は、リスク管理状況の問題点の把握に努め、改善策を審議し、その結果を定期的に内部統制責任者及び取締役会に報告する。
(3)緊急を要する重要なリスクが生じた場合には「リスク管理規程」に従い、社長をリスク管理統括責任者とし、対応を行う。

4.事業運営管理
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)職務権限・意思決定ルールの明確化を行う。
(2)取締役会による経営計画の策定、経営計画に基づく各部門の業務目標、予算の策定及びITを活用した月次・四半期業績管理を実施する。
(3)取締役会等による月次業績・改善策の管理を行うことにより、業務の効率化を図る。

5.報告管理
取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
(1)毎月開催される定時取締役会に監査役は原則として出席し、取締役会で審議・報告される内容を取締役と共有する。
(2)内部通報窓口に監査役を含めており、当該通報を行った者に対して、いかなる不利益な取り扱いも行わないこととし、その旨を取締役及び従業員に周知する。

6.その他
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行に関する監視・監督を行い、また主要な稟議書、その他業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて代表取締役社長に意見を求める。
(2)監査活動において必要となる内部資料がある場合は、関連部署及び管理本部の各担当者が随時実務面において補佐することとしており、必要に応じて、弁護士・会計士に相談する機会を保障し、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用は会社が負担する。
(3)監査役は会計監査人及び内部監査部門から、会計監査計画及び監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行うことで、緊密な連携を保ち監査役監査の実効性の確保に努める。

【2】財務報告の信頼性確保のための管理
財務諸表作成のための必要な数値検証のための業務プロセス管理
(1)当社は、財務報告の信頼性を確保するために、以下を実施する。
a.資産の保全を図るため、会社資産の取得、使用及び処分に当たっては、正当な手続きと承認の下に行い、複数の従業員の相互チェックを行う。
b.同一部署で同一業務を長期間担当する従業員が生じないように人事管理面で留意する。
c.準拠するべき法令、企業会計原則、社内規程等、一般公正妥当と認められる企業計算に留意し、財務諸表を作成する。
d.監査室はサンプリング調査を十分に実施し、財務諸表については法令に従い、監査法人の監査を受ける。なお担当会計士は、7年に一度の割合で交代するものとする。
e.財務諸表の適正及び財務諸表作成に係る内部統制の有効性に関する事項は、内部統制委員会の確認の上で、社長がこれを行う。
(2)内部統制計画の一部として下記事項に関する計画案を策定する。
a.財務諸表作成に必要な数値の裏付けとなる業務プロセスについて、財務報告の信頼性を確保する観点から、担当従業員は定められた手順に従い業務を行い、検証が可能となるよう帳票等を保存する。
b. aの目的達成の合理的な保証が得られるだけの各手続・承認のプロセスの正当化を検証する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応するものとし、その指針として「行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定めております。主な整備状況は次のとおりです。
(1)反社会的勢力との取引防止に努めるため、各部署からの情報の報告体制を構築し、管理本部にて取引先情報を一元的に管理する。
(2)コンプライアンス管理責任者と管理本部が協力し、各部署の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題と認識した場合

には、迅速に経営層に報告する。
(3)反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察等関連機関とも連携し、対応する。
(4)反社会的勢力への対応を、コンプライアンス教育の中に組み込み、社内研修等を通じて周知に努める。

V その他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)
1.適時開示の責任者及び担当部署
当社における適時開示は、IR担当役員による管理のもと、管理本部が担当しております。

2.適時開示に関する社内体制
(1)決算情報につきましては、管理本部が担当しております。
(2)その他の重要事実に関する情報につきましては、各部門長からIR担当役員に集約された上で管理されます。IR担当役員はそれらの情報について法令及び諸規則に則って開示の要否、内容等を検討し、適時開示が必要であると判断した場合、管理本部において開示資料を作成します。
(3)上記の手続きを経て、IR担当役員はその内容に応じて取締役会又は代表取締役社長による承認を受けた上で開示手続きを行います。

3.開示の方法
IR担当役員の指示により管理本部担当者が、東京証券取引所が提供する「TDnet (適時開示情報伝達システム)」に登録することにより公開した後、速やかに当社ホームページに掲載します。

【参考資料】

内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制についての模式図

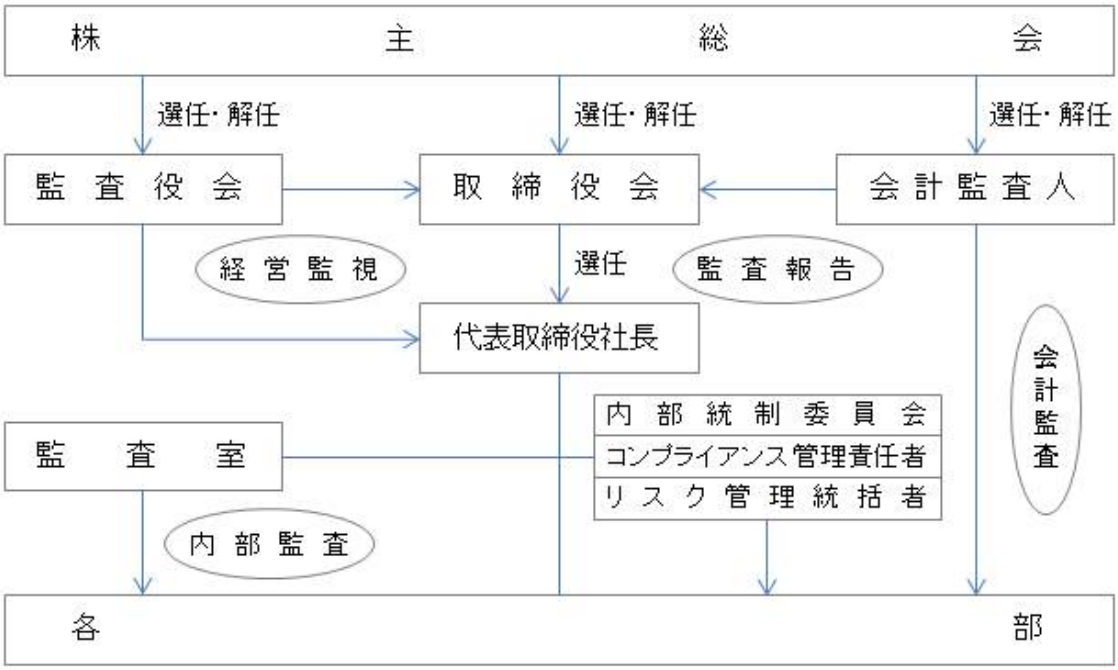

適時開示体制の概要(模式図)

